

民進党・新緑風会の徳永エリです。

私は、会派を代表して、「農業機械化促進法を廃止する法律案」には賛成、食料自給率 39%の我が国の食料安全保障、国民や生産者が、自らの食料や、農業政策を決める権利である食料主権を守るために、なくてはならない重要な法律である、「主要農作物種子法を廃止する法律案」に断固反対の立場から討論いたします。

戦後の日本において、食料増産を図るため、主要農作物の優良な種子を生産・普及することが課題になっていました。このため国は、昭和 27 年サンフランシスコ講和条約の発効と同時期、つまり日本が主権を取り戻すとほぼ同時期に、主要農作物種子法は制定されました。国民に食料を安定供給するために、我が国の主食、主要農作物である、稲、大麦、はだか麦、小麦、および大豆の、域に合った品種を開発し、優良品種、奨励品種を指定するための試験などを都道府県に義務付けることによって、公的機関が、その優秀な種子の生産・普及を支えてきました。

法律は 3 度改正され、昭和 61 年の改正では、都道府県以外のものが

生産できるように圃場の指定や審査の規定を整備し、このときから、民間企業の参入に道が開かれています。

この種子法に基づく奨励品種の指定に関して、平成19年4月、規制改革会議は、主要農作物種子法の奨励品種制度が「民間の新品種の種子開発の阻害要因になる」と民間への配慮を促しましたが、当時の農林水産省は、妨げにはなっていない、「従来品種よりも優良な民間育種があれば採用したい意向を持っている都道府県は多数ある」と回答して、種子法に基づく制度の堅持を強く主張していました。

しかし、昨年9月20日、政府の未来投資会議、規制改革推進会議・農業ワーキング・グループ合同会合において、農林水産省は「奨励品種に民間の種子が採用されていない。主要農産物種子法が民間の種子産業への参入をしにくくしている部分があるのではないか」とこれまでの主張を変えました。しかし、種子法は奨励品種の決定について何ら規定はしておらず、種子法によって民間の品種が奨励品種から排除されたという具体的事例も示されておられません。

そして、昨年10月6日の同会合において、内閣府の規制改革推進室

の参事官が配布した資料に、突然「民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と書かれていました。

さらに、このときの議事録を読むと、種子法の廃止に関する議論が全くありません。また、委員会審議での政府答弁では、廃止の方針を決める過程で、都道府県や採種農家などの関係者には、意見を聞くことも、廃止の意向を伝えることもしなかったということで、いつ、どこで、どんな議論があって資料が作成されたのかもわからず、唐突に廃止の方針を打ち出したことは、決定プロセスがあまりにも不透明であり、こんな結論ありきのやり方は、国民や国会を軽視したもので、到底納得できません。

それだけではありません。規制改革推進会議の農業ワーキンググループの提言が、そのままの文言で「自民党の農林水産業骨太方針」になり、さらには政府の「農業競争力強化プログラム」になるという異常な事態です。規制改革推進会議は「総理大臣の諮問機関であり、民間議員が闊達に意見を述べる場」だったはずで、政策決定機関ではなかったはずで、与党の皆さん、一部の人たちの主張に支配されるよ

うな政策決定の進め方を、いつまで黙って受け入れ続けるつもりですか？おかしいと声をあげる人はいないのでしょうか？

種子法を廃止しなければならない理由は何なのでしょう。

そもそも、民間参入を阻害している要因が、奨励品種制度であるというのであれば、廃止するのではなく、種子法を改正し、あるいは制度の運用を改善することで、民間活力を活用しながら種子の安定的な供給体制を明確に担保していくべきなのではないのでしょうか。

都道府県は、種子法の廃止によって、これまでの種子の生産・普及体制が続けていけるのかどうか、大変心配しています。政府は種子法が廃止されても都道府県の取り組みは変わらないとしています。種子法の予算は、平成 10 年の改正で一般財源化されていますので、根拠法である、種子法が廃止されることによって、都道府県財政局から、取り組みを継続するための財源を長期的に確保することが困難になるのではないのでしょうか？委員会審議における政府からの答弁では、これまでの、都道府県の生産・普及体制や機能が維持できるという保証はどこにもありません。

また、これから審議される予定の、重要議案である、農業競争力強化支援法には、種子や、種苗について、独立行政法人の試験研究機関や、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとしています。

民間企業の参入が加速化され、野菜の種子のように、主要農作物にも、民間が開発した一代限りの F1 種子が広く普及すれば、農家は自家採取できず毎年種子を買い続けなければなりません。特定の企業への種子依存度が高まれば、地域農業が特定企業の方針に左右されるといった事態が生じかねません。

さらに、将来的に国際的な巨大資本、モンサント、デュポンなど、世界の種子産業を牛耳るバイオメジャーは、米の品種開発に強い関心を持っていると言われています。国内市場への参入や、国内企業の買収などが生じた場合、種子価格の高騰や特許、ロイヤリティー、遺伝子組み換え作物等の種子の参入、優良な品種の海外流出など、外資の種子のシェアの拡大が我が国の食料安全保障に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

種子法を廃止する理由は、外資も含めた、民間企業の参入促進を図り、企業利益を拡大させるためとしか思えず、都道府県や採種農家などの関係者、また、国民にとっては、不安なことばかりです。

種子は、国家戦略であり、公共のものです。国の責任で守らなければなりません。決して、ビジネスの対象にしてはなりません。

安倍総理は、「息を呑むような美しい田園風景を守る」と言いながら、農業分野を成長戦略として、民間企業の利益拡大のために次々と参入障壁として、国民から安心と安全を奪っています。

昨日の委員会で、参考人としてお招きした、龍谷大学の西川芳昭教授は、「国がやるべきことは、企業にイコールフットイング、同じ競争条件を与えることではなく、企業の暴走を制御することだ」とおっしゃっていました。農業や食を守るということは、命を守るということです。主要農作物種子法を廃止するということは食料の安定供給の前提となる種子供給体制を壊すことにつながり、国が国民の食を、命を守る責任を放棄することになると言っても過言ではないと思います。

衆議院では、このような重要な法案をたった 5 時間の審議で可決させてしまいました。参議院では 5 時間の審議と 2 時間の参考人質疑を行いました。また、議論は尽くされておられません。

主要農作物種子法が廃止されても、これまでの都道府県による種子の生産・普及体制が維持されるということがきちんと、納得いく形で担保されない限り、そして、外資の参入や、種子の海外流出に対する懸念が払拭されない限り、主要農作物種子法は廃止するべきではないということを強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。